

指定訪問介護

(事業の目的)

第1条 ステラリンク株式会社が開設する、たんぼぼ訪問介護センター（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下訪問介護員という）が、要介護状態にある高齢者（以下「対象者」という）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、対象者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄及び食事等の介護、その他生活全般にわたる援助を行うものとする。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 たんぼぼ訪問介護センター
- (2) 所在地 一宮市栄一丁目1番18号

(職員の職種、員数及び職種の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、人員数及び職種の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名 常勤兼務 1名（グラントハウス管理者と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) サービス提供責任者 3名
常勤 3名

サービス提供責任者は、事業所に対する事業利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

- (3) 訪問介護員等 **31名**
 - 常勤 3名（サービス提供責任者）
 - 常勤兼務 **5名**（グラントハウス職員と兼務）
 - 非常勤専従 4名（訪問介護員）
 - 非常勤兼務 19名（グラントハウス職員と兼務）

従業者は、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 : 月曜日から日曜日までとする。
- (2) 営業時間 : 24時間

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次の通りとし、事業を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とする。当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各対象者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) 緊急時訪問介護加算
- (4) 初回加算

(緊急時における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、一宮市・江南市の区域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を月一回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年二回定期的に実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た対象者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者ではなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
4. この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、ステラリンク株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成 12 年 4 月 1 日 から施行する。
- この規程は、平成 14 年 3 月 1 日 から施行する。
- この規程は、平成 14 年 8 月 1 日 から施行する。
- この規程は、平成 15 年 6 月 1 日 から施行する。
- この規程は、平成 17 年 9 月 1 日 から施行する。
- この規程は、平成 18 年 4 月 1 日 から施行する。
- この規程は、平成 18 年 7 月 1 日 から施行する。
- この規程は、平成 18 年 11 月 1 日 から施行する。
- この規程は、平成 19 年 6 月 1 日 から施行する。
- この規程は、平成 19 年 7 月 1 日 から施行する。
- この規程は、平成 20 年 8 月 1 日 から施行する。
- この規程は、平成 21 年 3 月 18 日 から施行する。
- この規程は、平成 21 年 4 月 1 日 から施行する。
- この規程は、平成 21 年 6 月 16 日 から施行する。
- この規程は、平成 23 年 6 月 1 日 から施行する。
- この規程は、平成 25 年 10 月 16 日 から施行する。
- この規程は、平成 26 年 7 月 1 日 から施行する。
- この規程は、平成 27 年 6 月 1 日 から施行する。
- この規程は、平成 28 年 1 月 16 日 から施行する。
- この規程は、平成 28 年 7 月 1 日 から施行する。
- この規程は、平成 29 年 6 月 16 日 から施行する。
- この規程は、平成 30 年 1 月 1 日 から施行する。
- この規程は、平成 30 年 2 月 16 日 から施行する。
- この規程は、平成 30 年 7 月 16 日 から施行する。
- この規程は、平成 30 年 11 月 1 日 から施行する。
- この規程は、令和 2 年 12 月 1 日 から施行する。
- この規程は、令和 3 年 3 月 1 日 から施行する。
- この規程は、令和 3 年 9 月 16 日 から施行する。
- この規程は、令和 4 年 6 月 1 日 から施行する。
- この規程は、令和 5 年 12 月 1 日 から施行する。
- この規程は、令和 6 年 9 月 16 日 から施行する。